

## 令和8年度富山県民会館屋外ショーケース内広告掲載業務募集要項

### 1 施設の概要

- (1)名称 富山県民会館
- (2)住所 富山市新総曲輪 4 番 18 号
- (3)利用時間 午前9時～午後 10 時(12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までは休館日)
- (4)年間利用者数 約 50 万人(令和6年度の実績)
- (5)施設の特徴 ホール、美術館、ギャラリー、展示室、会議室等を備えた本県の中核的な芸術文化振興のための複合施設として、また県内の最高峰の美術館関係の展示施設として、多彩なジャンルの舞台公演から、全国規模やブロック、県レベルなどの各種美術展、大会や講演会など多目的に利用されています。

### 2 募集の内容等

- (1)募集 富山県民会館屋外ショーケース内において広告を取り扱う広告取扱業者 1 社
- (2)広告を掲載できる場所、広告の大きさ等
  - ア 掲載場所 ホール棟東側屋外ショーケース内
  - イ 広告の大きさ W5,700mm×H1,750mm 以内
  - ウ 広告の内容 富山県企業広告等掲載業務実施要綱、富山県企業広告等掲載基準及び富山県民会館屋外ショーケース内広告掲載業務実施要領によるものとします。

※広告の掲出ができる位置、面積、広告の規格、数量等は仕様書のとおりとします。

- (3)広告を掲載できる期間  
広告掲出期間は、令和8年4月1日から令和9年3月 31 日まで

### 3 募集の条件

- (1) 広告の仕様及び設置方法
  - ・広告の設置については、広告取扱業者において行うこととし、はく離可能なカッティングシート等の貼付やパネル等の取り付けによるものとし、安全性が確保される方法で、壁面に確実に固定することとします。
  - ・掲載する広告の仕様や壁面への設置方法など詳細については、事前に県へ協議してください。
- (2) 行政財産の使用許可
  - ・広告の掲載にあたっては、富山県財産管理規則(昭和 40 年富山県規則第 10 号)第 17 条に定める行政財産の使用許可を受けるとともに、行政財産の使用料として、44,000 円(年額)を負担する必要があります。したがって、見積額はこの使用料の額を超える必要があります。
  - ・夜間に照明を利用される場合は、電気等、照明に必要な経費は、広告取扱業者の負担となりますので、ご留意ください。
- (3) 広告の掲載
  - ・広告の掲載にあたっては、県と広告の掲載に係る契約を別途締結しなければなりません。
  - ・広告主の募集及び広告の掲載、取り外し及び掲載中の広告の維持管理は、広告取扱業者の責任において行うこととし、これに必要な経費は広告取扱業者の負担とします。

・広告の内容については、公立文化施設における広告掲載が、当該施設の文化事業の円滑な運営に支障が生じる恐れがないよう、掲出前に県の審査を受けていただくとともに、県から内容等の修正等の指示を受けた場合には、これに従っていただく必要があります。

・上記のほか、富山県企業広告等掲載業務実施要綱、富山県企業広告等掲載基準、富山県民会館屋外ショーケース内広告掲載業務実施要領に従ってください。

#### 4 応募の手続き

申込書の提出期間及び提出場所等

- (1)提出期間 令和8年2月 20 日から令和8年3月6日の午後 5 時 15 分まで
- (2)提出先 富山市新総曲輪 1 番 7 号  
富山県庁文化振興室（県庁南別館3階）
- (3)提出物 富山県民会館屋外ショーケース内広告掲載申込書（別紙様式による）
- (4)提出方法 電子メール([abunkashinko@pref.toyama.lg.jp](mailto:abunkashinko@pref.toyama.lg.jp))  
※電話(076-444-3454)にて到達確認ください。

#### 5 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の応募は無効とします。

- ・ 応募に参加する資格のない者が応募したとき
- ・ 所定の日時及び場所に申込書を提出しないとき
- ・ 同じ者が2件以上の応募をしたとき
- ・ 自己のほか、他人の代理人を兼ねて応募したとき
- ・ 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字が誤脱し、又は認識しがたい見積書を提出したとき
- ・ 金額を訂正した見積書を提出したとき
- ・ 正常な応募の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が応募したとき
- ・ その他、県が指示した事項及び応募に関する条件に違反したとき

#### 6 広告取扱業者の選定

##### (1)選定方法

最も高額な広告掲載料の見積金額を提出した者を広告取扱業者として選定します。

なお、見積金額が最も高額である者が複数ある場合には、抽選により選定します。

##### (2)結果の発表

応募者に対して文書で通知します。また、選定した広告取扱業者の所在及び名称並びに連絡先については、県ホームページ等において公表します。

##### (3)広告取扱業者の取扱い

広告取扱業者は、県が指定する日までに、行政財産の使用許可申請を行い、当該申請に係る許可を受け、かつ、県と広告掲載業務に関する契約を締結しなければ、その資格を失うものとします。

#### 7 その他

- (1)応募者は、この募集要項、仕様書、富山県企業広告等掲載業務実施要綱、富山県企業広告等掲載基準、富山県民会館屋外ショーケース内広告掲載業務実施要領を熟読のうえ応募してくだ

さい。

- (2)応募者は、広告取扱業者の決定後において、この募集要項等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとします。
- (3)本応募に要する費用は、応募者の負担とします。
- (4)提出された書類等は返却しません。

#### 8 広告掲載業務に関する問合せ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県庁文化振興室 文化政策課文化施設担当 中村

電話:076-444-3454(直通) FAX:076-444-4438